

宇佐市消費生活センターより

消費生活センターを開設して今年で7年目となります。
 相談件数も年々増加し、内容も多様化・複雑化しています。宇佐市では専門の知識と経験を積んだ消費生活相談員を配置して相談対応しています。
 28年度センターが、業者との交渉したのは68件、そのうちお金を取り戻したのは31件で約570万円でした。市民の皆様の大切な財産を守っていただけるように、今後も引き続き相談窓口の強化に努めてまいります。



ご注意を!

悪質商法・商品契約トラブルなど
 市内でも被害が発生しています!



宇佐市消費生活センター お知らせ版

平成29年度版

注意!

有料動画の未納金が発生～

法的手段を～



急増中!

携帯電話・スマートフォンなどにメールや電話で「有料動画の未納金が発生しています。本日中に連絡なき場合は法的手段を～」と実際にある債権業者等を名乗り、連絡を取らせ、個人情報聞き出し、高額請求してきます。身に覚えがない場合は連絡せず、センターへ相談してください。また、他にネットで検索し「無料相談」と表記があった業者へ相談し、お金を請求される二次被害も発生していますので、注意してください。

●宇佐市での相談事例

ワンクリック請求

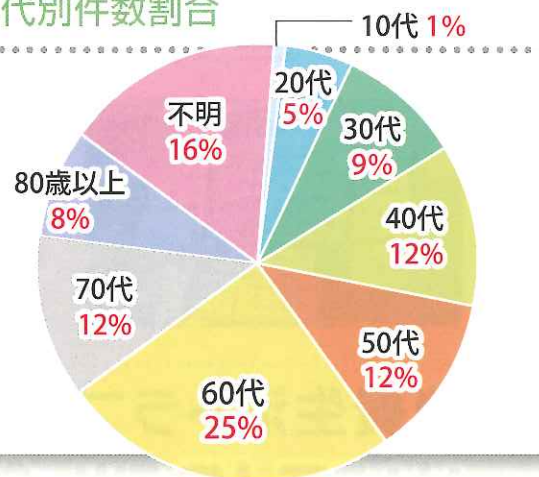
無料動画を見ようとクリックすると、突然「登録されました」と高額請求!!

訪問購入

不要な洋服や靴を買い取ると電話がかかり、業者が家に来ると貴金属を出すように言われる。



●年代別件数割合



●相談内容

	28年度	27年度	26年度
1 商品一般	87	53	58
2 デジタルコンテンツ <small>(パソコン、スマートフォン、インターネット等)</small>	63	69	45
3 借金・債務	26	27	20
4 健康食品	12	13	13
4 書籍	12	5	5
6 借家・アパート	9	4	5
7 新聞	7	5	7
7 架空請求	7	1	15
9 太陽光発電	6	4	2
10 工事・建築・住宅	4	9	5
その他	97	81	66

●年度別件数



ひとりで悩まないで! まずはお相談ください

相談無料

宇佐市消費生活センター
 相談時間 / 平日 8:30~17:00

相談は

ニココリ

ココハイ

☎ 0978-25-5581

マルバツ クーリング・オフ クイズ

- 1 クーリング・オフのクーリングとは
頭を冷やすという意味である。
- 2 どの商品でもクーリング・オフできる。
- 3 スーパーに行って買った商品も
クーリング・オフできる。
- 4 どのような契約でも契約書を受け取った
日から 8 日間クーリング・オフができる。
- 5 通信販売もクーリング・オフできる。
- 6 クーリング・オフは書面でした方が良い。



正解はチラシの下にあります。

無料

出前啓発講座 実施中!!



サークル・団体・地域のみんなで
消費者トラブルに立ち向かおう!

4~5人の少人数から100人以上の団体まで対応します

申し込みは ☎0978-25-5581 までご連絡ください

消費生活トラブル全般

出張相談会 開催

毎月第1、または第2金曜日

安心院 / 10:00~12:00
安心院総合保健福祉センター(相談室)
院内 / 13:00~15:00
院内支所山村開発センター(小会議室)

ひとりで悩まないで! まずはご相談ください

相談
無料

宇佐市消費生活センター

ニッコリ ココハイ
☎ 0978-25-5581

相談時間 / 平日8:30~17:00

宇佐市役所 商工振興課内 〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

公式ホームページ <http://usashouhi.jp/>

宇佐市消費生活センター

検索

クリック